

輸出先国規制対応支援事業実施要領

制定 令和6年4月1日5輸国第4958号
農林水産省輸出・国際局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄の1の（2）のウの輸出先国規制対応支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 補助事業者

- 1 交付等要綱別表1の補助事業者の欄の8の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食品事業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、独立行政法人、地方独立行政法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合若しくは輸出組合又は法人格を有しない団体であって事業実施計画調整者（交付等要綱第6の1事業実施計画調整者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすことを要するものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業実施計画調整者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は次のとおりとし、これらに取り組む民間団体等の取組に対し、支援を行うものとする。

また、補助率は、以下の1（3）（タイ向けメロン、すいか、きゅうり及びトマト並びに令和6年度中に輸出が解禁された青果物の合同輸出検査並びにこれら合同輸出検査と併せて行われる生産園地及び選果こん包施設の査察に限る。）及び2の事業は定額、その他の事業は2分の1以内とする。

1 輸出先国の規制等への対応

日本産の農林水産物・食品の輸出を促進するため、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）が求める輸入条件への対応や、輸出手続を円滑に進めるために必要となる、以下の取組を支援する。

（１）国際的に通用する認証等の新規取得

食品安全等に係る国際的に通用する認証（ISO22000 等）、輸出先国が求める検疫等の条件への新たな対応（食肉処理施設認定、ハラール認証、試験所認定等）、輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証（有機 JAS 認証等）の新規取得への取組（継続・更新を除く。）を行うために必要な経費を支援する。

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費、通信運搬費等

（２）輸入条件に適合する施設の認定等の取得

ア 登録認定機関による施設認定等支援

登録認定機関（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）に定める登録認定機関をいう。）において、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設の認証又は認定のための審査及び施設認定後に当該施設が輸出先国の求める輸入条件に適合しているかの確認等を行うために必要な経費を支援する。

イ 専門家による現地指導

専門的知見を有する機関において、食品の生産、製造、加工、保管、流通等を行う施設に品質・衛生管理等の専門家を派遣し、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設としての認定や輸出に対応するために必要な認証等を取得するために必要な一般衛生管理の徹底や HACCP による衛生管理の導入等に係る課題について、改善のための助言や技術的指導を行うために必要な経費を支援する。

（補助対象経費）

旅費、人件費、謝金、賃金、審査員手当、専門家手当、役務費、消耗品費、委託費、通信運搬費等

（３）査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい

輸出先国検査官を招へいして行う、青果物の生産園地、選果こん包施設、食肉処理施設等の査察・確認、輸出先国検査官と我が国検査官との合同輸出検査（輸出先国への輸出が解禁された後に行うものに限る。）に必要な経費を支援する。

（補助対象経費）

旅費、人件費、謝金、日当、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費、通信運搬費等

（４）輸出先国が求める条件に応じた検査やラベル切替え等

ア 輸出先国の規制導入・改正対応支援

輸出先国が令和６年から過去３年以内に導入・改正した又は今後３年以内に導入・改正する規制への対応が求められる農林水産物・食品及び食品接触材について、輸出前の国内における検査（残留農薬、残留動物用医薬品、重金属、微生物、マイコトキシン、油脂、その他汚染物質等）、ラベルの切替え（栄養表示、遺伝子組換え表示、原材料表示等）その他規制への対応を行うために必要な経費を支援する。

イ 残留農薬等検査支援

農林水産物・食品（輸出先国への輸出が解禁されたものに限る。）について、輸出前の国内における検査（残留農薬、残留動物用医薬品、重金属、微生物、マイコトキシン、油脂、その他汚染物質等）の実施が輸出先国の法令、命令、指示等により必要な場合又は輸出前に国内で当該検査を実施することで輸出先国の輸入時の検査に代えることが可能である場合における当該検査を行うために必要な経費を支援する。

ウ EU における食品接触材の規制等対応支援

EU（英国、ノルウェー、スイス及びリヒテンシュタインを含む。）における食品接触材の規制等に対応するための適合宣言書類の作成等を行うために必要な経費を支援する。

（補助対象経費）

検査費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、消耗品費、委託費、通信運搬費等

２ 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

輸出先国が求める輸入条件等についての輸出事業者の理解を深め、認定取得の

加速化や新たな輸出への取組を促進するため、認定取得や HACCP の導入に必要な一般衛生管理等、輸出先国の規制への対応に関する研修の開催等の取組を支援する。なお、受講者を対象としたアンケート調査等を行うとともに、受講後の活動についてフォローアップを行うこととする。

(補助対象経費)

講師手当、人件費、旅費、賃金、消耗品費、役務費、委託費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度とする。

第5 採択基準等

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 輸出先国の規制等への対応

(1) 国際的に通用する認証等の新規取得

ア 必須となる基準

以下の(ア)から(カ)までの基準(動物検疫の二国間協議が終了し、輸出に係る衛生証明書の発行が開始されることとなった輸出先国を対象とする品目については(ア)から(オ)までの基準)を満たすものとする。

(ア) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(イ) 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(ウ) 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

(エ) GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)のコミュニティサイト(<https://www.gfp1.maff.go.jp>)に登録していること。

(オ) 令和6年4月1日以前に本事業を活用して取得した認証等に係る取組とは異なるものであること。

(カ) 輸出先国向けに輸出可能な品目に係る取組であること。

イ 優先採択に係る基準

(ア) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定)に定める重点品目の輸出に係る取組であること。

(イ) 本事業に係る公募要領別紙様式 3-1 の 5 (2) 対象品目の内訳の最終年度の輸出目標額の合計が 1,000 万円以上の団体であること。

(ウ) 輸出促進法第 37 条第 1 項の規定に基づく輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づく計画の認定を受けた補助事業者であること。

(2) 輸入条件に適合する施設の認定等の取得

ア 必須となる基準

(ア) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(イ) 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(ウ) 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

(エ) GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp>）に登録していること。

(オ) 輸出促進法に基づく登録認定機関であること（第 3 の 1 の（2）の アに限る。）。

イ 優先採択に係る基準

(ア) 輸出促進法第 17 条に基づく適合施設の認定に向けた事業内容であること。

(3) 査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい

ア 必須となる基準

(ア) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(イ) 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(ウ) 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

(エ) GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp>）に登録していること。

(オ) 輸出先国向けに輸出可能な品目に係る取組であること。

イ 優先採択に係る基準

(ア) 輸出促進法第 37 条第 1 項の規定に基づく輸出事業計画の認定規程に基づ

く計画の認定を受けた団体であること。

(4) 輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等

ア 必須となる基準

(ア) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(イ) 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(ウ) 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

(エ) GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfpl.maff.go.jp>）に登録していること（日本産食品を輸出又は製造・加工する補助事業者に限る。）。

イ 優先採択に係る基準

(ア) 輸出拡大実行戦略に定める重点品目の輸出に係る取組であること。

2 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

(1) 必須となる基準

ア 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

イ 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

エ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfpl.maff.go.jp>）に登録していること。

(2) 優先採択に係る基準

ア 輸出促進法第 17 条に基づく適合施設の認定に向けた事業内容であること。

第 6 支援の要件

補助事業者は、別記様式 2 の事業実施計画の環境負荷低減のチェック項目に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしていること。

第 7 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

補助事業者は、交付等要綱第 6 の 1 の規定に基づき、別記様式 2 により事業実

施計画を作成の上、事業実施計画調整者に提出し、必要な調整を行うものとする。

ただし、交付等要綱第6の3の規定に基づく、事業実施計画の変更（交付等要綱第6の3の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第15の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

なお、別記様式1及び別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の事業実施計画調整者が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付等要綱別表1の区分の欄の1の(2)のウの輸出先国規制対応支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業実施計画調整者に提出し、必要な調整を行うものとする。

ただし、第3の2の事業については、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合にあつては、補助事業者は、その理由を明記した輸出先国規制対応事業に関する交付決定前着手届（別記様式3）を事業実施計画調整者に提出するものとする。

- (2) (1)ただし書により交付決定の前に着手する場合においては、補助事業者は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、補助事業者は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日を記載するものとする。

- (3)事業実施計画調整者は、(1)ただし書による交付決定前の着手については、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況等の報告

1 事業実施結果の報告

補助事業者は、交付等要綱第33の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施状況報告書を作成し、事業実施計画調整者に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

補助事業者（第3の1の(2)、第3の1の(3)、第3の1の(4)のア及びイ並びに第3の2の事業は除く。）は、第3の取組が第4に掲げる事業実施期間に完了しない場合、第3の1の(1)は事業終了年度の翌年度から第3の取組が完了する年度まで毎年度、第3の1の(4)のウは事業終了年度の翌年度まで、事業の成果について別記様式4により事業成果報告書を作成し、年度（4月から3月まで）終了後1か月以内に事業実施計画調整者に報告する。

3 輸出実績の報告

補助事業者（第3の1の(2)の事業及び第3の2の事業は除く。）は、事業終了年度の翌年度から3年間にわたって、別記様式5により輸出実績報告書を作成し、年度終了後、1か月以内に事業実施計画調整者に報告するものとする。

第9 事業遂行状況の報告

交付等要綱第18に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに交付決定者（交付等要綱第9の1に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付等要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、12月末までに事業が終了した場合及び交付決定が当該年度の1月以降となった場合は、当該年度における報告を要しないものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 国際的認証資格取得等支援事業実施要領（令和 2 年 3 月 31 日付け元食産第 5873 号農林水産省食料産業局長通知）、施設認定等検査支援事業実施要領（令和 2 年 3 月 31 日付け元食産第 5916 号農林水産省食料産業局長通知）、HACCP 認定加速化支援事業実施要領（令和 3 年 3 月 30 日付け 2 食産第 6778 号農林水産省食料産業局長通知）及び輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 輸国第 6018 号農林水産省輸出・国際局長通知）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の 2 に掲げる通知により令和 5 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

（事業実施計画調整者） 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出先国規制対応支援事業特認団体承認申請書
（事業名：〇〇〇）

※〇〇〇には、実施要領第3の事業の内容等にある以下の事業名を記入すること。

- ・ 1（1）国際的に通用する認証等の新規取得
- ・ 1（2）輸入条件に適合する施設の認定等の取得 ア 登録認定機関による施設認定等支援
- ・ 1（2）輸入条件に適合する施設の認定等の取得 イ 専門家による現地指導
- ・ 1（3）査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい
- ・ 1（4）輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等 ア 輸出先国の規制導入・改正対応支援
- ・ 1（4）輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等 イ 残留農薬等検査支援
- ・ 1（4）輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等 ウ EUにおける食品接触材の規制等対応支援
- ・ 2 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 年 月～ 年 月）
- 6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業の内容（事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。）

9 特記すべき事項

10 添付書類

- （１）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- （２）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
- （３）その他参考資料

※ 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 2（第 6 及び第 7 関係）

番 号
年 月 日

（事業実施計画調整者） 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和○年度輸出先国規制対応支援事業実施計画の提出（変更、中止又は廃止）について
（事業名：○○○）

※○○○には、実施要領第 3 の事業の内容等にある以下の事業名を記入すること。

- ・ 1（1）国際的に通用する認証等の新規取得
- ・ 1（2）輸入条件に適合する施設の認定等の取得 ア 登録認定機関による施設認定等支援
- ・ 1（2）輸入条件に適合する施設の認定等の取得 イ 専門家による現地指導
- ・ 1（3）査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい
- ・ 1（4）輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等 ア 輸出先国の規制導入・改正対応支援
- ・ 1（4）輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等 イ 残留農薬等検査支援
- ・ 1（4）輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等 ウ EU における食品接触材の規制等対応支援
- ・ 2 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 輸国第 5108 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて、提出（変更、中止又は廃止）する。

- （注） 1 関係書類として別添を添付すること。
2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第 7 の 1」を「第 7 の 3」とすること。

- 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、提出した事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。
- 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和〇年度輸出先国規制対応支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	補助事業者		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する 事業の内容及 び当該事業に 要する経費	
合 計						

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表1の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付等要綱別表1の輸出先国規制対応支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、当該税額がない場合には「該当なし」を、当該税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

1 補助事業者の概要

事業名	輸出先国規制対応支援事業 (事業名：実施要領第3の事業の内容等にある事業名を記載)
-----	--

事業担 当者名 及び連 絡先	団体名
	氏名（ふりがな）
	所属（部署名等）
	役職
	所在地
	電話番号
	E-mail URL
経理担 当者名 及び連 絡先	団体名
	氏名（ふりがな）
	所属（部署名等）
	役職
	所在地
	電話番号
	E-mail URL

2 事業の目的等

(事業の目的)

(注) (1) 輸出環境の分析 (国内における品目の生産 (製造) 状況、現在の輸出状況、輸出対象国・地域における市場の評価、競合品の動向等)、(2) 輸出対象国・地域、対象品目、販売対象、販売方法、競合品との差別化方法等、(3) 輸出拡大の課題といった背景等を記載した上で、事業の目的を記載すること。

(事業の目標 (達成すべき成果))

(事業の成果 (実績))

(注) 事業の成果 (実績) の欄には、事業実施後に取組実績を記載すること。

3 輸出目標額等

(単位：千円)

対象国・地域	品目	目標額・目標量等	令和○年度 (基準年の前年)	令和○年度 (基準年) (注3)	事業実施年度の翌年度以降(3年間)		
					令和○年度	令和○年度	令和○年度
		目標額					
		目標量 (単位)					
		目標額					
		目標量 (単位)					

(注1) 輸出目標額等は、上記2の事業の目的等の記載と整合性をとった記載とすること。

(注2) 対象品目の内訳が多数の場合には、表の行を追加するか、別葉とすること。

(注3) 基準年は、原則として事業実施年度の前年度とするが、数値が確定していない場合には、前年若しくは前年度又は本年若しくは本年度の見込額とすること。基準年の前年(年か年度かは基準年に併せること)の実績値も記載すること。なお、後に数値が確定しても、目標額の変更はできない。

(注4) 目標額の欄には、補助事業者が取組む対象国・地域の品目の輸出に係る金額(単位：千円)を記載すること。また、必要に応じて、目標額の算出根拠資料を添付すること。なお、補助事業者自らは輸出をしていない場合、取組に直接参加する会員等の輸出金額を記載すること。

4 事業の内容等

(1) 実施内容

(2) 実施方法

(3) 実施体制（事業実施、経理その他管理体制）

(4) 実施スケジュール

(5) 事業成果・効果の検証方法

5 環境負荷低減のチェック項目

(1) エネルギーの節減

- ・ 工場や倉庫、オフィス、車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- ・ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める（照明、空調、ウォームビズ・クールビズの利用等）
- ・ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する

(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・ プラ等廃棄物の削減、適正な処理に努める
- ・ 資源の再利用の検討

(3) 環境関係法令の遵守等

- ・ みどりの食料システム戦略の理解
- ・ 関係法令の遵守
- ・ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

- ・（機械等を扱う事業者の場合）機械等の適切な整備と管理に努める

☐ 上記の取組を事業実施期間中に全て実施する

（注）上記☐にチェックを入れること（☒とすること）

6 添付資料

（１）必要に応じて資料を添付すること。

（２）記載事項及び添付資料について既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式3（第7関係）

番 号
年月日

（事業実施計画調整者） 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出先国規制対応支援事業に関する交付決定前着手届
（事業名：〇〇〇）

※〇〇〇には、実施要領第3の事業の内容等にある以下の事業名を記入すること。

- ・ 1（1）国際的に通用する認証等の新規取得
- ・ 1（2）輸入条件に適合する施設の認定等の取得 ア 登録認定機関による施設認定等支援
- ・ 1（2）輸入条件に適合する施設の認定等の取得 イ 専門家による現地指導
- ・ 1（3）査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい
- ・ 1（4）輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等 ア 輸出先国の規制導入・改正対応支援
- ・ 1（4）輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等 イ 残留農薬等検査支援
- ・ 1（4）輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等 ウ EUにおける食品接触材の規制等対応支援
- ・ 2 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手 予定年月日	完了 予定年月日	理由
	円			

(注)「事業費」欄は、総事業費(税込)とします。

別記様式4（第8の2関係）

番 号
年月日

（事業実施計画調整者） 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出先国規制対応支援事業に係る事業成果の報告について

（事業名：第3の1の（1） 国際的に通用する認証等の新規取得又は第3の1の（4）のウ EUにおける食品接触材の規制等対応支援と記載）

輸出先国規制対応支援事業実施要領（令和○年○月○日付け○輸国第○○号農林水産省輸出・国際局長通知）第8の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

- （注） 1 関係書類として別添を添付すること
2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

1 補助事業者

(1) 補助事業者の名称（ふりがなを付すこと）

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名（ふりがなを付すこと）

2 事業の目標

3 活動内容

(注) 当該報告に係る年度における活動内容を具体的に記載すること。

4 進捗状況

(1) 目標達成状況

(注) 事業実施年度の取組に対比させて達成状況を記載すること。

(2) 目標達成状況の背景（要因分析）

(注) 事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。目標を達成できなかった場合についても、その要因を詳細に分析すること。

5 次年度以降の活動方針

(注) 第3の1の(1)のみ、第3の取組が完了していない場合は、上記分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

別記様式 5（第 8 の 3 関係）

番 号
年月日

（事業実施計画調整者） 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出実績額報告書

（事業名：実施要領第 3 の事業の内容等（第 3 の 1 の（2）の事業及び第 3 の 2 の事業は除く。）にある事業名を記載）

輸出先国規制対応支援事業実施要領（令和○年○月○日付け○輸国第○○号農林水産省輸出・国際局長通知）第 8 の 3 の規定に基づき、以下のとおり報告します。

（単位：千円）

輸出先 国・地 域	品目	令和○ 年度 （事業実 施年度）	事業実施年度の翌年度以降（3 年間）					
			令和○年度		令和○年度		令和○年度	
			目標額	実績額	目標額	実績額	目標額	実績額

- （注） 1 事業実施年度の翌年度から 3 年間にわたって、報告年度（4～3 月）毎に報告すること
2 対象品目等が多数の場合には、表の行を追加するか、別葉とすること
3 必要に応じて、実績額の根拠資料を添付すること（任意様式）